

官民競争入札等監理委員会
第 23 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 23 回 官民競争入札等監理委員会
議 事 次 第

日 時：平成 19 年 7 月 9 日（月） 15:30～15:50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項について（国民年金保険料収納事業）

3. 閉 会

<出席者>

（委員）

落合委員長、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、本田委員、森委員、渡
邊委員

（社会保険庁）

青柳運営部長、那須年金保険課国民年金事業室長、矢口国民年金事業室長
補佐

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、
野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 23 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、斉藤委員長代理、寺田委員、増田委員、吉野委員が御都合のために欠席です。

本日は、社会保険庁の国民年金保険料の収納事業に係る民間競争入札実施要項案についてご審議をお願いいたします。

これにつきましては、これまで入札監理小委員会で検討がなされてきたわけですが、その検討の結果につきまして、入札監理小委員会の樫谷主査から御報告をお願いいたします。

○樫谷委員 樫谷でございます。資料 1－①に従いまして御報告をしたいと思っております。

まず、国民年金保険料の収納事業でございますが、御承知のように、滞納者に対する納付督促の業務ということでございますが、ここに書いてありますとおり、接触率 100%を求めるのかどうかとか、あるいは戸別訪問を実施することを必須とするのかどうかというようなことが問題になりました。これは、接触率 100%というのはあくまでも文書で督促を行うことも接触したとみなすということでございます。それを実施要項に明確にいたしました。

口座振替獲得業務の位置づけでございますが、口座振替業務というのは必須業務ということではなくて、任意で行うということです。任意で行う業務だけれども、滞納者を減らす効果があるということで、1 件当たり幾らという形の成功報酬を設定することにいたしました。

2 ページ目に行きまして、社会保険庁改革との整合性の問題。これは 3 年後に行われます社会保険庁改革との関係で民間委託の業務が範囲を拡大するような場合は別途の手当てをするということになりました。

それから、非常に重要なことで、引き継ぎ期間の確保というのがございます。現在、実質的には引き継ぎ期間が 1 か月しかない。つまり、10 月開始ですけれども、8 月末の入札であり、実質的には 1 か月もないということです。もう少し時間が取れないかというような議論をしたんですけれども、結果的に 10 月 1 日から事業を開始することが必須であるということで、今回はやむを得ないということにいたしました。ただ、次からは十分な引き継ぎ期間を取っていただきたいということであります。

それから、当然、落札者の決定後は迅速かつ入念な引き継ぎを行うということ及び今後は十分な引き継ぎ期間を設けることについても検討するという事を社会保険庁と確認いたしました。

サービスの質と委託費の支払いでございますが、3 ページにございますように、サービスの質としては「督促納付月数」、つまり督促によって納付をした月数を指標として用いることにしましたが、これは社会保険事務所ごと、期ごと、保険料の種類。保険料の種類というのはどういうことかといいますと、現年度か過年度、つまり 2 年間でございますので、現年度か、既に過ぎてしまった 1 年前とそれぞれ、滞納したばかりというものと、1 年経っているというものと性格が違いうだろうということで、それぞれ設定いたしました。

それから、要求水準につきまして、要求水準と最低水準という二つを設けたということであります。要求水準というのは、80%の確保というのが社会保険庁全体の目標でございますので、それに合わせたものを督促納付月数の要求水準として設定いたしました。ただし、最低限の確保も必要だろう。最低限の質を確保するという意味では、過去の実績相当分を最低水準として、これも設定いたしました。

それから、契約期間の1期目は来年4月までですけれども、それ以降の2期、3期につきましては環境の変化、今、社会保険庁についてはいろいろな課題が出ておりますので、そのような環境などの変化に基づいて、民間業者との協議によって要求水準とか最低水準の見直しを行うというような旨の規定を設けていただきました。

インセンティブと減額、ディスインセンティブでございますが、インセンティブにつきましては要求水準の達成の割合あるいは未達成の割合に応じて委託費の調整をするという形を取らせていただきました。

それから、成功報酬の方の刻みを、プラスは0.1%ごと、減額の方は0.5%ごとということで、インセンティブがより出やすいような刻みにいたしました。

最低水準未達の場合は、改善勧告などをして、それでも改善が見られない場合には契約を解除できるというようなことといたしました。

ただし、最近の状況にかんがみて、第1期につきましては事業の離陸期間ということもございまして、減額は、最低水準未達の割合に応じて減額を行うこととしております。

それから、民間事業者に提供する情報ということで、これは、今までモデル事業などは月次であったのを週次に直していただくことにいたしました。ただし、将来はリアルタイムに情報提供ができるような整備をしていただくことを確認いたしました。

4ページでございます。入札不調な場合の対応ということで、95か所でやるわけですが、入札不調が起こった場合に備えて適当な対応方法を想定しているかということに対して、入札不調が起こらないようにいたしますということなんですけれども、万が一起こった場合には、これはここには書いてございませんが、その部分についての10月1日の実施というのはなかなか難しいのではないかとということでもあります。

4ページの下の方の6番の「(2) 本事業の実施環境への配慮」。現在の年金記録問題を背景とした本事業の実施環境というのは厳しいので、この対応をどうするのかということなのでございますけれども、要求水準等の見直しについては最低水準をベースに減額をするという形に書いていただいたということでもあります。

それから、今後の悪化につきましても、民間事業者と社会保険事務所との間で連携・協力を行うということも社会保険庁と確認いたしました。

以上であります。

○落合委員長 どうもありがとうございました。

今、樫谷主査から議論のポイントに関して御報告がありましたけれども、それに基づいて実施要項案ができ上がっているということでもあります。

それでは、実施要項案につきまして、本日の委員会で議を行うことにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、ここで社会保険庁に入室をしていただきます。

(社会保険庁関係者入室)

(報道関係者入室)

○落合委員長 それでは、社会保険庁の国民年金保険料の収納事業の実施要項案につきまして、本委員会として、この際、何か発言しておくことがありますでしょうか。

それでは、樫谷委員お願いいたします。

○樫谷委員 この際、今まで入札監理小委員会等で確認させていただいたことを改めてここで確認させていただきたいと思います。

まず、十分な周知・広報ということで、民間委託の事業者に対する広報は勿論ですが、滞納者などの国民に対して十分、本事業の民間委託に関する周知・広報を徹底していただきたいということでもあります。それがまず1点。

引き継ぎでございますが、引き継ぎ期間が極めて少ない、時間的に短いということもございまして、速やかに民間事業者の方と入念な引き継ぎを行っていただきたいということと、今後については1か月というのではなくて長めの引き継ぎ期間を設けることについて検討していただきたいということが2つ目であります。

3つ目でございますが、事業実施の環境整備ということで、最初は週次に情報を提供する。それに基づいて督促業務をするということになりますけれども、できるだけリアルタイムの情報提供ができるように、事業者が円滑に業務を行うことができるように環境整備をよろしくお願ひしたいということでございます。

4つ目は本事業の実施環境の配慮ということで、非常に今、年金記録問題を背景として諸問題が生じておりますけれども、社会保険事務所と民間事業者との間で適切な連携・協力を行って、必要に応じて社会保険事務所から民間事業者に必要なサポートを是非行っていただきたいと思います。民間業者に委託してしまったので、これは社会保険庁の責任ではないということではなくて、成果を上げることが社会保険庁の責任でございますので、是非、適切なサポートをお願いしたいということ。

もう一つは、第1期目については手当てをしていただいたんですが、第2期目、第3期目について状況がまだ見えないところもありますので、要求水準とか最低水準の見直しの検討状況について監理委員会の事務局に随時連絡・報告をしていただきたいということでもあります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○落合委員長 それでは、監理委員会として本件につきまして了承するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして社会保険庁から諮問されました実施要項案について、監理委員会としては異存はないということにいたします。

それでは、私の方から答申を手交させていただきたいと思います。

（落合委員長から青柳運営部長へ答申を手交）

○青柳運営部長 ありがとうございます。

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、社会保険庁青柳部長からご挨拶をいただきたいと思います。

○青柳運営部長 社会保険庁の運営部長をしております青柳でございます。このたびは、この国民年金保険料の収納事業の実施要項案のご審議に当たりまして、小委員会の主査であられる榎谷委員を始め、各委員の先生方には大変に御苦労をおかけしましたことをこの場を借りまして改めてお礼を申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。

また、ただいま榎谷委員からちょうだいいたしました論点につきましても、私ども十分な検討を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

私どもといたしましては、この実施要項に基づきまして、早速、本年度の国民年金保険料の収納事業を円滑に実施すべく最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

現在、社会保険庁におきましては、これまでの不祥事あるいは事業運営の在り方に関しまして、さまざまな御批判や御指摘をちょうだいしております。これを受け止めまして、抜本的な組織・事業の改革に取り組んでおるところでございますが、そのさなか、今般、年金記録の問題が国会審議の過程におきまして集中的に取り上げられまして、マスコミでも連日報道されるということで、国民の老後を支える公的年金制度の信用を揺るがせかねないような問題として取り扱われているところは先生方御存じのところかと存じます。

社会保険庁といたしましては、先週、政府・与党でお決めをいただきました、この問題についての対応策に沿いまして、今後、全力でこの問題の解決に取り組ませていただきたいと思いますと考えておる次第でございます。

一方で、今回お取り上げをいただきました国民年金保険料の収納の確保という問題についても非常に重要な課題でございます。今般の民間競争入札の実施によりまして民間事業者による効果的かつ効率的な事業の展開、それから、社会保険事務所との協力・連携を図ることによりまして納付率の向上を図ってまいりたいと考えております。

今後とも監理委員会の皆様、先生方には引き続きよろしくお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○落合委員長 社会保険庁におかれましては、公共サービスの効率性と質の向上に向けて、今後、更に努力されるようにお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○青柳運営部長 どうもありがとうございました。

○落合委員長 それでは、本日の監理委員会はこれで終了といたします。次回の開催日程

は、追って事務局から御連絡をいたします。